

## 岩手県ダンススポーツ連盟職務分掌規程

### (趣旨)

**第1条** この規程は、岩手県ダンススポーツ連盟規約（以下「規約」という。）第31条の規定に基づき、本連盟の業務遂行のために必要な組織、分掌事務、職及び職務に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織及び分掌事務)

**第2条** 本連盟に設置する組織及び分掌事務は別表第1のとおりとする。

### (職及び職務)

**第3条** 事務局に事務局長、各本部に本部長、委員会に委員長をそれぞれ置くこととし、理事の互選とする。

2 事務局に事務センター長、普及本部に会員サポートセンター長、専門部に部長を置くことができるものとし、理事会の議決を経て会長が任命する。

3 前2項に規定する職のほか、必要に応じセンターに副センター長及び部員を、専門部に副部長及び部員を置くことができるものとし、会員の中から会長が任命するものとする。

4 会長、副会長及び前3項に規定する職の職務は別表第2のとおりとする。

### (補則)

**第4条** この規程に定めるもののほか、職務分掌に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成12年5月3日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成13年7月7日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成15年8月23日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成16年5月29日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成18年6月17日から施行する。

2 会員拡大プロジェクトチーム設置要綱（平成17年6月4日理事会決定）及び技術認定推進委員会設置要綱（平成17年7月16日理事会決定）は廃止する。

#### 附 則

この規程は、平成20年5月25日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成22年5月23日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成24年7月13日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（組織及び分掌事務）

組織（専門部）	目 的	分 掌 事 務
事務局	加盟団体その他の対外的な窓口業務及び本連盟の庶務業務を統括するとともに、傘下部門を統括し、本部、委員会等に対する業務支援を行い、本連盟の効率的な運営を図る。 〈傘下部門〉 事務センター、経理部、組織管理部	1 本連盟の庶務業務に関すること。 2 総会、理事会に関すること。 3 加盟団体との窓口業務に関すること。 4 外部団体との窓口業務に関すること。 5 その他、他の部門に属さないこと。
（事務センター）	本連盟の対外的な窓口業務を一元的に担う。	1 加盟団体との窓口業務に関すること。 2 外部団体との窓口業務に関すること。 3 その他、他の部門に属さないこと。
（経理部）	本連盟の会計を担当し、会務の入出金の統括管理を図る。	1 月次、年次決算報告に関すること。 2 年次予算編成に関すること。 3 入出金事務に関すること。
（組織管理部）	本連盟の会員資格やサークル資格に関する事務を処理するとともに市町村体協加盟を推進する。	1 加盟促進及びサークル認定に関すること。 2 サークル認定委員会に関すること。 3 市町村体協関連事務に関すること。
管理本部	本連盟の組織運営と広報活動を統括するとともに本連盟の情報システムを統括し、コンピューターによる業務の効率的な運営を図る。 〈傘下部門〉 広報・渉外部、登録・システム部	1 本連盟の組織運営に関すること。 2 広報宣伝活動に関すること。 3 渉外に関すること。 4 コンピューターでの業務支援に関すること。 5 管理本部会議の開催に関すること。 6 管理本部関係議案の発議に関すること。
（広報・渉外部）	本連盟の広報及び外部団体等との渉外に関する事項を担当し、本連盟の活動及びダンススポーツのPRに努め、その振興を図る。	1 本連盟のPRに関すること。 2 有料広告等の管理に関すること。 3 インターネットHPに関すること。 4 外部団体等との渉外に関すること。
（登録・システム部）	本連盟の情報システムを統括し、コンピューターによる業務の効率的な運営を図るほか会員登録、指導員登録、選手登録及び昇降級管理に関する事項を統括管理するとともに、適切な採点管理の普及と実施を図る。	1 情報システムの開発、管理及び運用に関すること。 2 本連盟他部門への支援に関すること。 3 会員、指導員、選手等の適切な登録管理と採点管理の普及と実施に関すること。 4 登録管理システムと採点管理システムの普及・運用に関すること。

		5 登録管理長と公認採点管理長の養成に関すること。
競技本部	競技会に関する事項を統括し、ダンススポーツ競技の普及、発展を図る。 〈傘下部門〉 競技部、選手派遣部、選手強化部、競技事業推進部	1 傘下各部の統括と調整に関すること。 2 ブロック内の競技調整に関すること。 3 競技に関する研修等に関すること。 4 競技本部関係議案の発議に関すること。
(競技部)	本連盟及び他の組織が主催する競技会について企画、調整する。	1 本連盟が主催する競技会の企画、実施に関すること。 2 本連盟及び他の組織が主催する競技会の調整に関すること。 3 公認競技長の養成に関すること。
(選手強化部)	一般選手の強化、選手派遣及び本連盟以外の組織が主催する競技会の出場手続等を支援する。	1 一般選手の強化支援策の企画、実施に関すること。 2 ねんりんピックや都道府県対抗戦の代表選手の特別強化に関すること。 3 選手派遣に関すること。 4 他の組織が主催する競技会への出場手続支援に関すること。
(ジュニア・ユース育成強化部)	ジュニア・ユースの選手育成と選手強化及び本連盟以外の組織が主催する競技会の出場手続を支援する。	1 ジュニア・ユース選手育成に関すること。 2 ジュニア・ユース選手の強化支援策の企画、実施に関すること。 3 選手派遣に関すること。 4 他の組織が主催する競技会への出場手続支援に関すること。
(競技事業推進部)	これまでの競技会とは別の視点の競技事業の普及と実施を図る。	1 レディース戦やフォーメーション競技、チームマッチ等を企画開催に関すること。 2 ねんりん世代の競技推進に関すること。 3 競技志向でない会員や女性の活躍する場の創出に関すること。
普及本部	ダンススポーツの普及振興を図るとともに、ダンス技術の向上を図る。 〈傘下部門〉 指導員部、技術認定部、交流事業部、学校教育推進部、会員サポートセンター	1 傘下各部の統括と調整に関すること。 2 ブロック内での普及活動に関すること。 3 普及本部関係議案の発議に関すること。

(指導員部)	JDSF 公認指導員（財）日本体育協会の新スポーツ指導員を統括管理し、指導員の養成と資質向上を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公認指導員の登録管理、研修、新規養成に関すること。</li> <li>2 公認指導員制度、チェッカー制度、技術認定制度を包括する指導員やジュニア指導員の育成に関すること。</li> </ol>
(技術認定部)	本連盟会員の満足度を向上させ、新規会員拡大のため、技術認定制度の普及を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 技術認定講習会を各地で開催してダンススポーツ愛好者の拡大を図ること。</li> <li>2 定期的な技術認定会の開催に関すること。</li> <li>3 技術認定員のスキルアップに関すること。</li> </ol>
(交流事業部)	本連盟の会員増強と会員相互の交流を図るため、各種事業を実施する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交流会等の実施に関すること。</li> <li>2 各サークルとタイアップした会員交流事業に関すること。</li> <li>3 県内各市町村1サークル加盟実現を目標とした各般の事業推進に関すること。</li> </ol>
(学校教育推進部)	学校教育への推進と若年層の会員拡大を推進する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育への推進に関すること。</li> <li>2 ジュニアサークル、ジュニア指導員制度等のジュニア育成の取組みに関すること。</li> </ol>
(会員サポートセンター)	本連盟の会員倍増と会員満足の向上を図るため、各種サービス事業を実施する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 他の組織が主催する競技会の情報提供に関すること。</li> <li>2 ダンススポーツ通信の発行、各種連絡文書等の取りまとめ、発送に関すること。</li> <li>3 JDSF 物品販売の支援に関すること。</li> <li>4 ビッグイベント等の観戦ツアーなどの企画開催に関すること。</li> </ol>
会員拡大委員会	全県的な組織拡大を促進するために必要な事務・事業を実施する。 〈傘下部門〉 会員拡大推進部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 組織拡大と組織強化を促進するために必要な事務・事業の企画開催に関すること。</li> <li>2 会員満足の向上に関すること。</li> <li>3 会員拡大委員会関係議案の発議に関すること。</li> </ol>
(会員拡大推進部)	他部門と連携し、本連盟の会員倍増のための施策を計画し推進する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会員ニーズの調査分析に関すること。</li> <li>2 会員倍増に関する戦略立案、企画実施に関すること。</li> <li>3 会員倍増に必要な環境整備に関すること。</li> </ol>

別表第2（第3条関係）

（職及び職務）

職	主 な 職 務 権 限
会 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本連盟を代表し業務を統轄する。</li> <li>・ 総会、理事会及び常務理事会を招集するとともに、最高決裁権を有しかつその責務を負う。</li> <li>・ 公式行事への出席、契約並びに公式文書の署名を行う。</li> </ul>
副会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が指名した順序で、その職務を代理する。</li> </ul>
事務局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局業務を統括するとともに、本連盟運営全般にわたる調整並びにその補完を図る。</li> <li>・ 理事会決裁に基づく業務執行に関する事項を統括管理する。</li> <li>・ 日常的な契約並びに内部文書等の署名を行うことができる。</li> </ul>
本部長・委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管する本部又は委員会の計画、予算、業務執行等のすべてを統括する。</li> <li>・ 本部会議、委員会、部会等の会議を招集することができる。</li> </ul>
事務センター長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。</li> </ul>
会員サポートセンター長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主として会員向けのサポート事業を包括的に所掌し、組織横断的なサービスの提供に関する窓口機能を日常的に管理運営することができる。</li> </ul>
部 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管する部の計画、予算、業務執行等のすべてを統括する。</li> <li>・ 部会等の会議を招集することができる。</li> </ul>
副部長・副センター長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長又はセンター長を補佐し、部長等に事故あるとき又は部長等が欠けたときは、その職務を代理する。</li> </ul>
部 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属する部又はセンターの事務を処理する。</li> </ul>